

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

2026年10月9日

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通五条下る大坂町382番地1
株式会社京進
代表取締役社長 立木康之

当社は、2026年10月9日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議しましたので、公告いたします。

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 処分する自己株式の種類及び数 | 普通株式 550,000 株 |
| 2. 処分価額 | 1 株につき金 278 円 |
| 3. 処分価額の総額 | 152,900,000 円 |
| 4. 払込期日 | 2026年10月26日 |
| 5. 処分方法 | 当社を委託者とする「従業員向け株式給付信託」の新規設定を目的とし、受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当の方法により自己株式を処分する。 |

（注）本自己株式処分は、当社の従業員を対象とした株式インセンティブ制度に基づき、従業員に対して当社株式を割り当てるために行うものであり、当社に対する役務提供の対価として従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

以上